

第26回 農業資材審議会農薬分科会

第26回 農業資材審議会農薬分科会

日時：令和3年5月21日（金）

場所：農林水産省消費・安全局第6会議室

（WEB会議形式による開催）

時間：10:00～11:15

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）農薬登録及び再評価におけるデータ要求の考え方について

（2）みどりの食料システム戦略における化学農薬使用量（リスク換算）の求め方について

（3）その他

3. 閉 会

午前10時00分 開会

○小林室長 定刻となりましたので、ただいまから第26回農業資材審議会農薬分科会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

事務局を務めます農薬対策室長の小林でございます。分科会長に議事をお願いするまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の分科会は、WEB会議形式で開催いたします。また、公開で開催することということで、傍聴の方々にも参加いただいております。

また、委員の皆様におかれましては、差し支えなければ常時カメラをオンにさせていただいた上で、発言希望等ございましたら、画面右側の挙手アイコンを押していただきまして、そちらから挙手を頂ければと思います。

なお、基本的には挙手制で進められればと思いますけれども、挙手以外でも気になること等ございましたら、会議途中に御自身でミュートを外して御発言いただいても構いませんので、何なりとお申し付けいただければと存じます。

また、チャットボックス機能もございますので、音声トラブル等ございました場合には、チャットボックスより御連絡いただきますと幸いです。

さて、本年、農業資材審議会農薬分科会委員の先生方のうち、多くの先生に改選がございました。今回は改選後初めての分科会となりますので、まずは委員の先生を御紹介させていただきますと思います。

お手元に資料2、農業資材審議会農薬分科会委員名簿を配付させていただきましたので、そちらも御覧ください。

赤松委員でございます。

○赤松委員 よろしくお願いたします。赤松です。

○小林室長 有江委員でございます。

○有江委員 有江でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○小林室長 梅田委員でございます。

○梅田委員 梅田です。よろしくお願いたします。

○小林室長 浦郷委員でございます。

○浦郷委員 浦郷です。よろしくお願いたします。

- 小林室長 五箇委員でございます。
- 五箇委員 五箇です。よろしくお願いいたします。
- 小林室長 小西委員でございます。
- 小西委員 小西でございます。今回から初めて参加させていただきます。よろしくお願いいたします。
- 小林室長 代田委員でございます。
- 代田委員 代田です。よろしくお願いいたします。
- 小林室長 夏目委員でございます。
- 夏目委員 夏目です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 小林室長 平沢委員でございます。
- 平沢委員 平沢です。よろしくお願いいたします。
- 小林室長 本田委員でございます。
- 本田委員 西本委員を引き継ぐ形で今回から委員をやらせていただきます本田でございます。よろしくお願いいたします。
- 小林室長 美谷島委員でございます。
- 美谷島委員 美谷島です。よろしくお願いいたします。
- 小林室長 與語委員でございます。
- 與語委員 與語です。よろしくお願いいたします。
- 小林室長 天野委員でございます。
- 天野委員 天野です。よろしくお願いいたします。
- 小林室長 小浦委員でございます。
- 小浦委員 小浦です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 小林室長 坂委員でございます。
- 坂委員 坂です。よろしくお願いいたします。
- 小林室長 山本委員でございます。
- 山本委員 山本です。よろしくお願いいたします。
- 小林室長 本日は、委員の方12名、臨時委員の方4名に御出席いただいております。櫻井委員、宇野委員、三浦委員、山田委員につきましては、本日、御欠席となっております。

さて、本分科会は、農業資材審議会令第7条第1項で、委員と臨時委員の過半数の御出席で会が成立すると規定されております。本日は、委員と臨時委員を合わせて20名のとこ

ろ16名の方に御出席を頂いておりますので、本分科会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

さて、本日は委員改選後初めての分科会でございますので、ここで事務局を代表いたしまして、農林水産省消費・安全局農産安全管理課長の及川より御挨拶申し上げたいと思います。

○及川課長 皆様、おはようございます。消費・安全局農産安全管理課長の及川でございます。本日は、皆様方、お忙しい中御参加いただきまして、ありがとうございます。

コロナ感染拡大防止の観点から、WEB会議で開催させていただいており、なかなか不都合等もあるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

また、日頃より農薬行政につきまして、御指導、また御助言等を頂きまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様方におかれましては、ただいま御紹介がありましたとおり、4月に改選がございまして、再任の方、また新任の方々なども含めまして、引き続き職務に務めていただけますこと、御快諾いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、御案内のように、農薬につきましては、農作物生産、食料生産の上で大変重要な農業資材ということでございますが、一方で、農薬という生理活性を有するものでございますので、ハザードとしての毒性はやはりあります。したがって、農作物を通じまして、人の健康に悪影響を与えたり、また環境への悪影響を与えるといったことを避けるため、科学的知見に基づくリスク評価でこの点をコントロールしていくということが必要ということでございます。

こうした観点の中で、御存じのとおり平成30年に農薬取締法が改正されまして、農薬の安全性の一層の向上を図ることとしたわけでございます。本年度、令和3年度からその最新の科学的知見に基づく再評価ということで、大きな改正が施行されるところでございます。この農薬分科会の場におきまして、個々の農薬につきまして、専門的な立場から御審議いただくこととなります。これは農薬行政で大変重要な節目になる再評価でございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

また、こういった農薬の安全性をリスク評価でしっかりと確保していくといったことが前提となりまして、今後やはり環境負荷の軽減、そして持続的な農業生産といったものを実現していかななくてはならないという観点から、5月12日に農林水産省としてみどりの食料システム戦略といったものを策定したわけでございます。この環境負荷軽減という点につ

きましても、今後やはり農薬行政上も考えていく必要があると思いますので、専門家たる皆様方の御意見を頂きたいというように考えているところでございます。

改めまして、消費者、国民、また農業者の方々の安全につながる農薬行政を目指すことが必要という考え方でございます。そういった意味では、農薬の安全行政の一層の改善につきまして、我々としましても不断の努力をいたしてまいります、皆様方専門家の方々の科学的な評価といったものが基礎になるわけでございます。今後そういった観点からいろいろ御意見、また御助言といったものを頂きたいと思いますので、どうぞ今後もまたよろしく願いいたします。

以上でございます。

○小林室長 では、議事に入ります前に、本日の配付資料について御確認いただきたいと思っております。

課長は所用がございまして、ここで退席させていただきます。

資料ですけれども、資料1、議事次第。資料2、農業資材審議会農薬分科会委員名簿。資料3、農薬の登録申請において提出すべき資料について（抜粋）。資料4、「みどりの食料システム戦略」における化学農薬使用量（リスク換算）について。それから、参考資料としまして、参考資料1から4、農薬取締法、農業資材審議会令、農業資材審議会議事規則、及び農業資材審議会農薬分科会の運営に関する資料というものをお送りしているところでございます。もし不足等ありましたら、おっしゃっていただければ、こちらの方からすぐにお送りいたしますので、よろしく願いいたします。

それから、冒頭でカメラ撮影がもしあるようでしたら、これから審議に入りますけれども、報道関係者による画面の撮影は冒頭のみとしておりますので、これ以降の撮影は御遠慮いただきますようお願いいたします。

さて、当分科会の会長は、本委員の互選によって選任するということとされておられて、赤松委員に御就任いただいておりますので、その旨御報告したいと思います。

また、農業資材審議会令第5条第5項の規定によりまして、分科会長に事故があるときには、当該分科会に属する委員のうちから、分科会長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとされています。本件に関して、事前に赤松分科会長より代田委員を代理として指名いただいております、代田委員から御了解を頂いておりますことを併せて御報告いたします。

それでは、ここからの議事進行は赤松分科会長をお願いしたいと思います。

よろしくお願いたします。

○赤松分科会長 赤松です。分科会長を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

本日は、皆様、お忙しいところを御出席いただきまして、どうもありがとうございます。

この度は、農薬分科会をオンラインで開催いたします。この進行中にシステム上のトラブルが発生する可能性がございますが、そのような場合は事務局に御対応いただきますので、あらかじめ御承知おきくださいますよう、よろしくお願いたします。

まず、議事に入ります前に、農薬分科会には、農薬原体部会、農薬使用者安全評価部会、農薬蜜蜂影響評価部会の3部会がございますが、それらに所属する委員、臨時委員、専門委員につきましては、農業資材審議会令第6条第2項の規定により、分科会長が指名することとされております。

まず、資料2を御覧ください。名簿です。

この資料2の農薬分科会委員名簿の次になりますが、それぞれの部会、農薬原体部会委員名簿、次に農薬使用者安全評価部会委員名簿、そして農薬蜜蜂影響評価部会委員名簿がございます。まずお目通しいただけますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特に御異議がございませんようでしたら、このようなメンバーを御指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○赤松分科会長 ありがとうございます。

それでは、議事に移りたいと存じます。

本日は、議事次第にございますように、1として、農薬登録及び再評価におけるデータ要求の考え方について、2といたしまして、みどりの食料システム戦略における化学農薬使用量(リスク換算)の求め方について、これらについて審議を行う予定としておりますので、限られた時間内ではございますが、活発な意見交換をお願いたします。

それでは、最初の議題であります農薬登録及び再評価におけるデータ要求の考え方について、事務局、農薬対策室の小林室長より説明をお願いたします。

○小林室長 小林でございます。

では、説明させていただきます。

資料3を御覧ください。こちらの方に農薬の登録申請において提出すべき資料について

という資料を御用意しております。

農薬の有効性、また安全性を確保するため、農薬登録に際しましては、科学的な知見に基づく評価を実施しております。そのために、農薬を登録申請する者が提出すべき必要な資料として、こういった試験をするのかというものをガイドラインとして示してありまして、適切な試験を実施してもらうように求めているということでございます。

お配りしました資料というのは、農薬の登録に際してどのような試験が必要かというようなもの、また、その試験の方法を示したものでございます。実は、こちらの方の通知の本文の方は、実際には300ページ程度ある非常に分厚いものとなっておりますが、今回お配りしたのは、そのうち具体的な項目に関する部分だけということで抜粋してございます。

ここで求めています試験の内容、試験の項目、また試験方法といったものに関しては、例えば諸外国におけるデータ要求ですとか、また、国際機関でありますOECDのテストガイドライン、また、各分野の専門家といった方々に御意見を伺いながら策定しているところでございます。

こちらで求めています試験結果は、こちらの分科会での議論、また、この分科会の下に置かれます各部会における審議といったところのほかに、環境省、厚生労働省、食品安全委員会における審議においても利用されるということでございます。

試験を求めている分野ですけれども、これは原体規格を設定するのに必要なものというものも含めまして、農薬の組成に関するもの、これが1番になります。

それから、安定性、分解性、その他物理化学的性状に関するもの、それから農薬の効果、農作物への悪影響に関するもの、人に対する影響に関するもの、農作物等、植物体内での代謝、また残留に関するもの、農作物を飼料、餌として使用したときの家畜体内での代謝や残留に関するもの、水や土壌の中での動態あるいは残留に関するもの、生活環境動植物及びミツバチへの影響に関するもの、また、こういった試験を行うときに分析というものが必要になってきますので、その分析法に関するもの、そういった分野について求めているところでございます。

ここにある試験のリストについて、主要な試験については必ず行わなくてはならないということになってはいますが、その結果から見て、より詳細な情報が必要な場合には、更に個別な試験を求めるといったような形になっています。

例えば農薬に関する毒性試験としまして、実験動物で慢性毒性試験、2年間ぐらい掛けで行う試験があるんですが、こちらの試験の中で、例えば神経に対する影響がありそうだ

というような結果が得られたときには、では具体的に神経にどういう毒性があるのかという、より詳細な試験を求めるといったような形になっています。

こういったような形にして、段階を設けて、必須のもの、それから選択で必要なものという形にすることで、必要な情報を漏らさず、なおかつ動物愛護という観点から、 unnecessaryな試験は行うべきではないということもございますので、そういったことも含めて考慮しながら、試験のリストを作っているということでございます。

今般ですけれども、この農薬の登録申請において提出すべき資料についてという、ガイドラインと我々呼んでおりますけれども、ガイドラインの方、一部改正をさせていただきたいということでございます。

改正する項目としましては、大きく分けて三つございまして、まず1点目としましては、農薬使用者への影響に係る試験項目の一部改正でございます。こちらですけれども、第24回令和3年3月24日の農薬分科会の方で議論いただきました不浸透性防除衣や不浸透性手袋の定義の明確化ですとか、農薬使用者の影響評価において経口投与以外の短期毒性試験を用いる場合、明確化といったところで御議論いただきまして、その結果頂いているところでございますけれども、これをこちらのガイドラインの中に結果を入れていくということ。

それから、二つ目ですけれども、こちらはミツバチへの影響に関する対象作物の一部改正ということでして、こちらは4月21日の第25回の分科会の方で議論いただきましたけれども、花が咲かないですとか栽培実態や何かから、ミツバチが農薬に暴露する可能性がないと、低いというふうに推定される作物についてのリストを一部変更するというところで、こちらについても御議論いただいて、その結果をこのガイドラインの中に入れて、実際の試験の要求としていくということでございます。

それから、もう一つは、適用病害虫、適用農作物に対する薬効、適用農作物に対する薬害試験の作物群での申請の試験例数一部改正、環境中における動態、土壌の残留に関する試験成績の提出を要しない場合の要件の一部改正、農薬及び農薬原体組成に関する判断基準の一部改正、農薬の物理的・化学的性状の試験方法の一部改正ということで、小さな変更なんですけれども、幾つかの変更を併せて行いたいということでございます。

私から以上でございます。

○赤松分科会長 どうもありがとうございました。

今般、委員の改選がありましたことから、現行の試験要求通知の全体像について改めて事務局より御説明がありましたけれども、何か御質問、御意見などがありましたらお願い

いたします。新しい委員の方もおられますので、何かありましたらお願いいたします。

御意見ございませんでしょうか。

御意見、御質問はございませんか。

御質問、御意見などがございませんようでしたら、本件についてはこの御説明のとおり
でよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題2のみどりの食料システム戦略における化学農薬使用量
(リスク換算)の求め方について移りたいと思います。

前回の農薬分科会での議論で、みどりの食料システム戦略における化学農薬使用量(リ
スク換算)の求め方について事務局から相談があり、議論の結果、引き続き検討すること
となっております。

まずは、事務局、農薬対策室の山原課長補佐より資料の御説明をお願いいたします。

○山原課長補佐 おはようございます。農薬企画班の山原でございます。

お手元に資料4を御用意ください。

このみどりの食料システム戦略でございますが、食料、農林水産業の生産力向上と持続
性の両立をイノベーションで実現させるための新たな政策方針といたしまして、昨年
の10月から農林水産大臣を本部長とするみどりの食料システム戦略本部において検討が
開始されました。各品目の生産者、若手の新規就農者、中山間、中小家族経営等
の生産者の方々や食品事業者、メーカー、消費者団体等の幅広い関係者と意見交
換を行いまして、パブリックコメントなども経まして、5月12日に決定をいたしまし
ました。

化学農薬につきましては、環境負荷を軽減し、持続的な農業生産を確保することを目的
といたしまして、使用量の低減に関するKPI、重要業績評価指標を設定したところ
でございます。このKPIは、生産現場や農薬メーカーも含む幅広い関係者が計画的
に取り組みやすく、消費者の理解を得られやすくすることが重要と考えております。
そのため、従来の環境保全型農業のような、個々の農家段階での単純な使用量
ではなく、環境へのインパクトを全国の総量で低減していることを検証可能な形
で示せるように、リスク換算で算出することとしたところでございます。

このリスク換算の求め方につきましては、農業資材審議会農薬分科会の先生方の御
議論の上、決定することとしておりまして、前回の分科会において、有効成分ベース
の農薬出荷量にリスク係数を掛けたものの総和を取ること、また、リスク係数はADI、
許容一日

摂取量を基に係数を検討することとされたところでございます。本日は、有効成分ベースの農薬出荷量及びリスク係数の考え方について、御意見を頂きたく存じます。

それぞれの事務局案を御説明する前に、総論といたしましての事務局からの御提案でございますが、化学農薬使用量（リスク換算）の表記に当たりましては、単純な使用量との違いを明確化するために、単位を、これは新たに設けた言葉でございますが、「リスク換算トン」のように表記してはどうかと考えております。

また、前回の御議論で環境負荷や生態影響の議論にADIを用いることにつきまして、国際的に共通に利用できる指標が他にないといった背景もございまして、当座の考え方としてADIを使うというのは、致し方ないのではという御意見を頂いたこともございまして、資料、六つ目の丸でございますが、「なお、現時点では以下の案を進めるとしても、リスク換算の求め方については、科学の発展に応じて充実させることとする。例えば、環境負荷に関する指標や環境生物に対する毒性指標について、国際的に共通に利用可能なものが将来確立されれば、化学農薬の環境へのインパクトを評価する指標として、併せて使用することも検討してはどうか」としております。

資料の2ページ目を御覧ください。有効成分の農薬出荷量についてでございます。

農林水産省が毎年行っております調査に基づきまして、FAOに使用量として報告をしております農薬の有効成分の出荷量をベースとする。その上でADIが設定されていない有効成分は除外する。FAOに実績を報告済みの直近年でございます2019農薬年度をみどりの食料システム戦略における化学農薬使用量（リスク換算）の基準年とする、と御提案をしております。

続きまして、3ページでございます。リスク係数についてです。

農薬の有効成分のADI値は、極めて小さい0.001 mg/kg体重/日未満のものから、極めて大きい1 mg/kg体重/日以上のものでございまして、ADI値をそのまま係数として換算した場合に、極端なADI値が強く反映されてしまうと。生産現場や農薬メーカーの取組を正しく評価できないおそれがある。こういった背景もございまして、ADI値に応じた区分に分けて係数を設定いたしまして、リスク換算に用いてはどうかと考えております。

有効成分それぞれのADI値の分布、下に表を付けてございますが、0.01未満、0.01以上から0.1未満、0.1以上の3区分、表で御説明申し上げますと、列が五つございまして、左から1番目と2番目の列を一つの区分、真ん中の列を一つの区分、左から4番目と5番

目の列をまた一まとめの区分とし、こういった3区分でリスク係数を設定することが妥当ではないかと考えております。

それぞれの区分の有効成分の出荷量に着目した場合でございますが、実は最も多いのが左から1番目と2番目の列を合算したグループでございます。こちらを標準といたしまして、0.01以上から0.1未満、グループの2、これは真ん中の列ですね、あと0.1以上、グループ3、これが左から四つ目と五つ目の列のグループでございますが、その3区分に分けました。

リスク係数の値でございますが、標準区分のグループを1といたしますと、ADI値の絶対値を参照しますと、グループの2はその10分の1の0.1、その先のグループは、更にその10分の1である0.01とすることは、一つの案として考えられます。しかしながら、そうした場合に、よりリスクの低い農薬への切替えがKPI上過大に評価されるということになりまして、実際に現場で使用量削減に向けた努力をされております生産現場の方々、また、そういったものを開発しようとするメーカーの皆様の努力、これらの評価を過小にしてしまう背景もございますから、いわゆる1、0.1、0.01といった数値を置くことは、KPIとしては不適切と考えておるところでございます。そのため、各グループの係数、1、0.1、0.01の平方根を取りまして、1、0.316、0.1、この三つをリスク係数としてはどうかと事務局として考えているものでございます。

資料には、参考といたしまして、それぞれのグループでリスク換算をいたしました使用量の方も記載をしております。

説明は以上でございます。

○赤松分科会長 どうもありがとうございました。

みどりの食料システム戦略について、現状の報告とリスク換算の方法について御説明いただきました。

係数などの御説明ありましたけれども、ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見などがありましたらお願いいたします。

山本委員、お願いいたします。

○山本委員 山本です。用語について二つ意見を申し上げたいと思います。

一つは、リスクという用語を用いているけれども、「リスク係数」の、資料の3ページの下から2番目の白丸ですけれども、行政としての意図が入っているような係数ですので、科学に基づいているとはちょっと言えないのではないかと。行政的な指標としてはいいと

と思いますが、科学的なものではないかと思しますので、「リスク」という用語を使っているものかどうかというところは、御検討いただきたいと思ひます。

もう一つは、「リスク換算トン」という単位の問題なのですけれども、「リスク」としますと、「リスク」自体は確率という位置付けだと思ひますので、「トン」という重量の単位が残るのは、少しおかしいのではないかと、違和感を覚えるのですけれども、その点について御検討いただければと思ひます。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

事務局から今の御意見に関しまして何かございますでしょうか。

○小林室長 御意見、ありがとうございます。

「リスク係数」という一つの言葉であると我々捉えておりまして、あくまで係数を出す、単に係数と言ってもよく分からないので、「リスク係数」という言葉を使っているところがございます。ただ、今ご指摘いただいたところは分かりましたので、少し考えてみます。

○赤松分科会長 よろしいでしょうか。もう少し考えてみますがということですが。

○山本委員 ありがとうございます。

○赤松分科会長 それでは、本田委員お願いいたします。

○本田委員 本田ですが、2ページにありますFAOへの使用量の報告というのは、何か各国が報告する義務のようなものが定められていて、どういったものを報告するかという定義がされているものなのではないでしょうか。質問なのですが。

○小林室長 各国からデータを提供してくださいと、義務というよりはお願いベースでやっている話でございます。こちらの方の定義ですけれども、国によって農薬というのはどこまで含むかというのはどうしても違ってくるので、完全に全ての国が同じ基準で調査して、同じ基準で調べているわけではないものと理解しております。

○本田委員 ありがとうございます。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

それでは、有江委員、お願いいたします。

○有江委員 農工大の有江でございます。今回から委員をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

前回の議論でもされたということで御紹介されましたけれども、例えばADIを使うということに関しまして、やはりこれ、頭のところであるように、環境影響に対する指標を作ろうというときにADIを使うというのは、理解をすごくしにくいことだということに

思います。

それで、農薬の場合に、多分、生活環境の動植物あるいは魚毒などに対する数値が、私、少しその毒性の専門ではありませんので、それを使えないということがあるのでしたら、とりあえずそのADIでやると、それしか数値がないのでやるということは、やむを得ないのかもしれないと思いますけれども、やはり科学的にそのところはおかしいことが明らかなので、ここに1ページ目に書かれていますように、早期に何か基準をきちっと作って、ちゃんと環境に対する影響というのを反映できるような形にしていってほしいのではないかとこのように思います。科学的な考え方をしている委員が集まってやっているところですので、やはりそのところはきちっと押さえたほうがいいんじゃないかというように感想を持ちました。

以上です。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

前回もその辺りはいろいろ議論があったのですが、どなたかよろしいでしょうか。五箇委員、よろしく願いいたします。

○五箇委員 今、有江先生からも御指摘があった点は、私は前にも口酸っぱく言わせていただいでいて、ひとえにやっぱり生態リスク等、人間、ヒト環境、ヒト健康リスクが今、農薬の世界においては随分乖離していると。現実には、ヒト毒性はどんどん低下しているけれども、特異的に昆虫類といったものに非常によく効く薬といったものも出てきたりという具合に、いわゆる種間差ですよね、種の感受性分布が非常に広がっているという。

それ自身が農薬としての特性というものを進化させている部分があるのに対して、今回このようなADIという形で指標にすると、肝心の生態影響という部分、生態リスクといった部分はカバーし切れない、むしろちょっと矛盾をはらんでくるというのは現実にあるということで、前回までの農水省からの説明としては、とにかく世界共通で使える指標というものが今のところないというのと、いざ生物といったもののリスク指標を取り入れるとなると、どの生物かによっても全くこの数値が大きくばらつくという問題がある。

一つ例を挙げれば、ネオニコチノイド農薬なんていうのは、オオミジンコを指標として水生生物に対するリスクというのは評価されている中で、実はオオミジンコに暴露しても影響がほとんどないという、今までの従来農薬に比べると本当にリスクが低いというような評価が出ているということで、これまでも非常に多方面で使用されてきたけれども、いざそれをトンボであったりとか、そのほかの昆虫類といったものでリスク評価を行うと、

全然その数値が変わってきてしまう。要は、それだけやっぱり種特異性が非常に高い薬剤であるということもあって、そういうものをどうのようにリスクというものをカバーしていくかというのは、非常に大きな課題になってきます。

だから、恐らく今後の課題としては、そういった生態リスクといった部分を総合的に評価するというシステム、そういった換算方式といったものはどうあるべきかということは、恐らく研究方面でかなり議論し、開発をされていかななくてはならないところもあると思いますので、この点に関しては農水省にもそういった意見をして、ここに書いてありますとおり、将来的にそういったリスク指標というものが出れば導入するということで、研究部分という部分でこういったものを進展させていく必要があるというのは、我々研究者サイドのこれからの課題になるんだろうというように思っております。

以上です。

○赤松分科会長 五箇委員、ありがとうございます。

それでは、小西委員、お願いします。

○小西委員 すみません、今回から初めて参加させていただいたものですから、もう既に御議論がされていることかもしれないんですが。

3ページの今回使われる平方根という数字ですね、この定数の科学的根拠がなくて、この理由としては、生産現場、メーカーの努力の評価を過小にするという、そういう理由がここに書かれているんですが、これだけですと、今までリスク評価というのは科学的根拠に基づいてやるということが一番の目的になっておりますので、いろいろと今までの先生方のお話を聞きますと、やはり評価に対しても非常に科学的にアカデミックなことをバックにして決めていらっしゃるということから、この理由に関してはもう少し、こういう数値にするにしても、何かしら科学的根拠というのが欲しいように思いました。

以上です。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

○小林室長 ありがとうございます。事務局からです。

今、先生おっしゃったとおりで、農薬登録に係るリスク評価は科学的にきちんとやっていけないといけないということで、こちらの分科会においてもきちんとやっていただいて、評価結果を出しているというところでございます。

一方、みどりの食料システム戦略の方はあくまで政策目標ということで、どういう方向に向かっていくかという話ですので、ちょっと性質が違うものと考えています。完全に科

学的に評価をして、安全かどうかというのを決めるというのは、これは非常に一つ大事な世界がございます。それで登録するかどうかという世界が一つあります。一方で、長いスパンを掛けて、これからどういう方向に向かっていくかという、どちらかという政策目標というものになりますので、ちょっとそここのところで性質が違うものだというふうに御理解いただくと有り難いのですけれども。

○小西委員 よろしいですか。

○赤松分科会長 どうぞ。

○小西委員 平方根が使われたのは、そういう平方根じゃなくても、マイルドにする方法はいろいろあると思うんですが、なぜ平方根になったのかということが少し分からなかったものですから、そういう質問をさせていただきました。

○赤松分科会長 事務局、いかがでしょうか。

○小林室長 基本になるところから、0.1以上のところのグループ3を大体10分の1にするとなったときに、ではその間の部分、どうするかといったときに、やっぱり比が著しく変わっていくというのが感覚的に適切なのではないかという考え方から、等比級数になるような形でルート10としているというところがございます。

○小西委員 分かりました。ありがとうございます。

○赤松分科会長 どうもありがとうございます。

天野委員、お願いいたします。

○天野委員 天野です。よろしくお願ひします。

前回からいろいろ議論をされていまして、事務局の方でもおっしゃっているように、KPIという目標値の設定に当たっては、やはり取り組みやすさとか分かりやすさというものを必要であるということも理解はいたしますし、また、科学的でないという言葉が多い中でも、ADIを用いるということも致し方ないとは理解はいたしますが、やはり今回のこの資料に出されていますように、ADIでグループ分けをしているわけです。一般にもこれは公開されますので、そういう目で見ると、以前あった魚毒性のA、B、Cといったようなグループ分けをちょっと思い出しまして、そうしますと短絡的にCは悪い、あるいは今回でいえば、グループ1は悪いものだからやめようという、そういう短絡的な農薬へのイメージが付いてしまわないかというように、ちょっと懸念をしております。

取り組みやすさというところで、例えば現場にこの目標値を達成するようにということの下ろしましたときに、手っ取り早く、じゃG1、2のグループにあるものをやめて、

G3のグループのものだけを使えば、10倍使っても今と同じだよというような、そんな考え方になりがちです。

前回の検討のときにも申し上げまして、繰り返しになりますが、やはりリスク、ここで言うADIがそんなに低くないからといって、同じ剤あるいは同じ系統のものばかり使うというのは、新しい問題が起こってきてしまいます。現に同じ剤ばかり例えば蓄積してしまうとか、そういったものが違うリスク、違う危険性を起こしてしまうと思いますので、例えば1ページのところの下の方に、環境へのインパクトを評価するような指標があればといったようなくだりもあります。

国際的にはすぐにこういった指標が出てこないかもしれませんが、例えば生産現場では、同じ製剤でも剤形が違いますし、使用方法といったものも違います。難しいとは思いますが、そういったドリフトしないような、拡散しないような、蓄積しないような、そういった使い方の努力といったものが反映されるような何か指標、あるいは何かそういったものを評価するような指標ができますと、適正な防除、適正な農薬の使い方の在り方というものが、新しく見いだされていくのではないのかなというように感じております。

意見です。以上です。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

ただいまの御意見は本当にそうだと思いますけれども、何か事務局、ございますでしょうか。今後の御検討かと思いますが。

○小林室長 御意見、ありがとうございます。

正におっしゃるところというのは我々も考えているところである一方、直ちに答えが出ないところもございますので、こういったところも心に留めて進めていきたいと思っております。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

それでは、與語委員、お願いいたします。

○與語委員 與語です。一つ質問と一つコメントなのですが、

まず、1ページ目の、皆さんが話題にしている一番下の環境のことですけれども、確かに国際的に共通に利用可能なものが今ないということですが、例えばどこかの国で先進的に取り組んでいるところがあるかどうかとか、そういう情報をお持ちかどうかというのが質問です。

それから、コメントに関しては、3 ページ目の一番上の丸ですけれども、内容として、このADI について、極めて小さい0.001 mg というのがあって、極めて大きいというのが1 mg とあって、その下のところに極端なADI 値というのがあります。そういう書き方が何となく違和感を覚えるんですけれども、理解の仕方としては、既存の農薬においてADI 値が大きいものから小さいものまで千倍の差があるということが、実際に今後、この戦略の中で、例えばリスク換算して見ていっても、このように幅が広いからなかなかそのまま使ってしまうと問題が起こるといような理解をしたいんですけれども、実際にどういう表現をしたらいいか分かりませんが、これだけを見ると、何か少し違和感を覚えるなと思いました。

以上です。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

何か事務局からございますでしょうか。「極めて」とか「極端な」とかの辺りですね。

○小林室長 事務局でございます。

確かに「極めて」とか「極端な」というのはちょっと情緒的な表現で適切ではなかったかなと思っておりますので、ここのところは改めたいと思います。

それから、最初のところでございました、何かどこかの国で先進的にということでしたが、我々が把握している範囲では、各国政府機関等でこの環境負荷に関する指標として何か一律のスケールというものをつくったという話は把握していないということでございます。

○赤松分科会長 ありがとうございます。與語委員、よろしいでしょうか。

○與語委員 今の事務局の回答で結構です。

以上です。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

では、浦郷委員、お願いします。

○浦郷委員 浦郷です。よろしく願いいたします。

今回の戦略で、消費者から見ると、農薬の使用量を減らすということは喜ばしいことで、歓迎されるものであると思うんですが、この低減が単純な農薬の使用量ではなくて、リスク換算での使用量の低減であるというところで、なぜリスク換算なのかということも消費者にもっと分かるような説明があるといいなと思っております。

あと、リスク係数についてですが、ADI を基にということですので今日のところでもいろいろ

る議論があるところなんですけれども、現段階では、これでやるしかないというところかなということまで理解しております。

ただ、イギリスの方でも同じように化学農薬の使用量低減、リスク換算でということでは日本とは違う指標を用いているようなことを聞きましたので、そういう方を研究するなり、あとはこの1ページの下のところに書いてあるように、今後のところで具体的に利用可能な指標が将来確立されたときは、きちんとそちらの方を利用するよということにして、柔軟に対処していただきたいと思っております。

以上です。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

ただいま、イギリスの話とかが出たんですけれども、それに関して事務局は何か情報をお持ちですか。

○小林室長 御意見ありがとうございます。

御指摘のとおり、例えばEUでは、リスク換算というのはまた別の方法で行っていることは承知しています。ただ、それはEUの農薬の登録の制度が少し違っているところにも起因していて、ハザードの性質の評価というのがEUではありまして、これに関連して換算係数をつくっているというところがございますので、それをそのまま我が国の制度に取り入れることができないというところがあります。

○赤松分科会長 ありがとうございます。それから、消費者の方に分かるようにリスク換算で行ったというのをもう少し説明していただきたいという御意見もありましたので、そちらの方を。

○小林室長 御意見、どうもありがとうございます。これから消費者の方々にもこういった取組について説明していく中で、そういった工夫をしながら進めていきたいと思っております。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

五箇委員、お願いいたします。

○五箇委員 一応、行政としての規制と、あるいは管理という部分で、普通のいわゆるナチュラルサイエンスとは全然違って、本当にレギュラトリーサイエンスという形で、ある意味行政区分的にこういったものを定めなければいけないという部分では、ある意味非科学というか、非常に科学的な合理性という部分は説明しにくい部分があるというのは理解しますが、一応我々も科学者としてここに委員として皆さん参加されているので、その辺の違和感やはり、我々としても違和感があるということは発言せざるを得ないというこ

とはあると思います。

今回、この議論をずっと見ていても、最終的に出てきたのがADIで3分割というこのシステム自体は、ぱっと見、非常にざっくり感がすごすぎて、保全対象とされる生物多様性とか生態系という恐ろしく複雑なネットワークという部分との乖離をやはり非常に感じさせてしまうという部分が皆さんとしても、もやもやするところじゃないかと思うんです。

一方で、農水省はこういうことで、それでも何とかリスク換算という部分で尽力しているところもある一方で、環境省の方はもっと乱暴に使用量イコール・アマウントで全体をまるっと使用量という形でひっくるめて削減目標を立てるといような議論も進められていると。これをやられちゃうと、今度は農薬業界も農家さんもたまったものじゃなくなってくるという部分があるというところでは、本質的にはやはり前々から言っているように、環境省と農水省というのはしっかりと交わって、本質的な理念から方法論に至るまで、しっかりと議論を深めて発展させる必要かあるという、非常に重要なこの農薬リスク管理という部分、非常に重要なステージに来ているというように考えられるところなのです。だからちょっと、今の現状ではこれが限界というところでも、このままで終わらせるわけではないということしっかりと明記し、発信しておくことが大事でしょうということですね。

基本的には環境指標も含めて、これからどんどん進化するし、変わっていくということもありますし、農薬自体も進化していきますから、やはり柔軟性と順応性というものをこういったシステムにも持たせるということが今非常に重要なところじゃないかというふうに思っています。

以上です。

○赤松分科会長 ありがとうございます。現時点ではこれで仕方がないと、皆さん、そう思っておられるかと思えますけれども、今後、御検討をもっと頂くということで、よろしくお願いいたします。

ほかに御意見、ございませんでしょうか。

○本田委員 本田ですが、よろしいでしょうか。

先ほどちょっと申しませんでしたでしたが、私、一昨日の農薬工業会の総会を以て、会長に選任されまして、そういう立場でちょっと御意見をさせていただきたいと思うんですけれども、農薬業界、農薬メーカーとしましては、今回のことは技術革新への期待というふうに捉えておりまして、今までもやってきたことなんですけれども、もちろん毒性のより低いもの、あるいは環境への投与量をより削減するような形の新しい農薬原体をこれからも進

めてまいりますし、それだけでなく、先ほど天野委員もおっしゃったように、使用方法につきましても、いろいろと新しい技術が今生まれつつありますので、そういった技術革新をもってよりリスクを削減するような方向でこれからも努力していく所存でございます。

そういう中で、留意点としてちょっと御検討いただきたいこととしましては、改めて申しますけれども、今年から始まります再評価を含めまして、農薬につきましても、各農薬につきましても、農薬取締法に基づいてリスクが許容されるような適用内容、使用方法を見て、登録を経て、我々も販売、製造しているという形でございます。

そういう中で、今回こういった形でリスク係数なり、こういうトーンが表に出るわけですが、それによって特定の化学農薬が不当に排除されるというようなことがあります。我々としても目標としております実際の農家さんに様々な防除手段の一つとして化学農薬を提供するという、それから特に害虫等では抵抗性というものが必ず出てくるものですから、そういったものを防止する意味でも、薬剤のローテーションというものも必要だということで、我々も使用法において進めている中ですので、そういったことにも影響すると、生産現場への影響ということもございますので、そういったことのないように、不当な排斥、排除というようなことがないように御配慮いただければというように思っております。

以上でございます。

○赤松分科会長 どうも御意見ありがとうございました。

では、ほかに御意見はございませんでしょうか。

○山原課長補佐 事務局からよろしいでしょうか。

恐れ入ります、先ほど頂きました御質問の中で、山本先生から「リスク係数」という言葉、また「リスク換算トン」という言葉ですね、リスクという言葉、そこに非常に違和感があります。五箇委員からおっしゃっていただきました、こちら純粋科学の必ずしも基づいていない、政策の中でどういった決めをするかというところで、実は事務局としてもこの用語の使い方に非常に苦労しているところがございます。

山本先生、大変恐れ入ります、例えば、この「リスク係数」とか「リスク換算トン」に代わるような、何かこういう用語がいいとか、何か御提案がもしあれば、また事務局も次に向けて検討がしやすいと思うのですが、いかがでしょうか。

○赤松分科会長 山本先生、いかがでしょうか。

○山本委員 最終的な容量については単位は必要ないのかなというのが私の考えなのと、

それから「リスク係数」という言葉については、ちょっと今すぐ思い浮かびませんので、また後ほどメールなり、何なりで御提案したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○小林室長 この係数の方ですけれども、このリスク換算という値を求めるためのものなので、「リスク換算係数」とすれば少し違和感が薄れるのかなというように思うんですが、いかがでしょうか。

○山本委員 行政としての意図が入ること自体は悪いとは言いませんけれども、そういう意図の入ったものにリスクという言葉を使っているのがちょっと違和感があるということになりますので、リスクという言葉は使わない方が良いのではないかと思うのですが。

○赤松分科会長 事務局、何か御意見ございますか。

○小林室長 そうですね、「リスク係数」というように言うと、何かリスクが強く出てしまっていてよくないということなのかと思うのですが、一方で、出荷量、要は農薬の使用量掛ける毒性に関する値ということなので、一応リスクの求め方と矛盾したことをやっているわけではないんですよ。もちろん、本当の科学的な意味のリスクとは少し違うのですけれども、やっていることとしては、量だけじゃない、それからハザードだけでもないということで、定量的ではないが、定性的にはリスクという概念になっているのかなということで、我々「リスク係数」なり、「リスク換算係数」なり、「リスク換算トン」なりという言い方を少し考えていたのですけれども、いかがですか。

○山原課長補佐 事務局からもう1点補足でございます。

山本委員から「リスク換算トン」のところ、そもそもこんなリスク換算という言葉はないんじゃないかと、それはごもっともかと思えます。

実は事務局案において、こういったリスク換算という言葉で「トン」の前につけようとした背景でございますが、みどりの食料システム戦略で、化学農薬だけではなくて、化学肥料であったり、いろいろな低減目標の対象がございます。実は化学肥料は単純使用量で低減目標が立てられておまして、これから先、化学農薬、化学肥料について低減に向けた御努力をお願いする中で、化学肥料の方は単純使用量としており、化学農薬の方は単純使用量だけではなくて、リスク換算したものですということが明確に分かるように、数字が独り歩きしたとしてもその違いが分かるようにと、そういった思いも込めまして、化学農薬の場合はこの「トン」の前にリスク換算という言葉をつけさせていただいたという、こちらもあくまで政策的な背景ということで申し添えたいと思います。

○赤松分科会長 事務局ありがとうございます。

いかがですか、山本先生。私は「リスク換算」と書いていただいた方が分かりやすいと思うんですけども。

○山本委員 ある意味では、釈迦に説法で、リスクを取り扱っていらっしゃるプロの事務局に私が言うのも変な感じするんですけども、これはできれば、リスクを取り扱っていらっしゃる部署の御責任でやっていただく形になるのではないかと思います。いかがですか。

○小林室長 ありがとうございます。

○赤松分科会長 もう少し御検討いただくということでよろしいでしょうか。結局そういう名前になるかもしれませんけれども。

ほかに何か御意見ございますでしょうか。今の件でもほかの件でも結構ですが。何か御意見ございませんでしょうか。

與語委員、どうぞ。

○與語委員 今のところ、ちょっと考えたんですけども、なかなかいい言葉が浮かばないんですけども、例えば3ページ目一番下なんですけど、この表のところの実際、これは使用量の「トン」にこの係数で掛けているわけですけども、そのときに、出てきた「トン」という値が、何か意味のある値になっているのかなという疑問があって、ある意味、この合計値にある23,330というのが100%としたときの50%削減で、それと同じような感覚の数値になってしまうので、もしかしたらその「トン」という言葉をやめるとすれば、単なる換算値の「値」というのにしてしまうかというのもあるかもしれないと思いました。

ただ実際、この値をもって、例えば今後、何らかの行政的な対応とか施策が出てくるんだとすると、その「トン」というのが生きてくるのかなとか、ちょっと全然答えにはなっていませんけれども、この最後の値をどこに使うかによって、別に「トン」という言葉が消えても構わないかなというふうに思いました。

以上です。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

○小林室長 ありがとうございます。

では、これを「リスク換算値」とするというのはいかがでしょうか。

○赤松分科会長 いかがでしょうか。

○與語委員 なかなかちょっとそれでいいとか、他の委員の御意見を聞いていただければいいかもしれません。もしも、この値の「トン」とか、そういうのがいろいろな方の違和

感があるんだったら、先ほど言っていた23,330というのが、これがベースで100%なので、50%削減になったら、元の数値はどこかに残すとしても、パーセントでやってもいいかもしれないなど、ちょっと思ったりはしましたけれども。

以上です。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。「値」でいいような気もしますけれども、「トン」というよりは、「トン」と書くと、本当に重量になってしまいますので。

何かほかに御意見ございますでしょうか。

坂委員、どうぞ。

○坂委員 坂です。

今のリスクという言葉は、やはり山本委員と同じ、少し違和感があるのは皆さんもそうかと思うんですけれども、そうすると、その言葉、現実、最終的な目標としては使用削減のことなので、「使用削減係数」とか、そういった目標に附帯する言葉に変えた方が分かりやすいとか、そういうことはないのでしょうか。

以上です。

○赤松分科会長 事務局から何か御意見ございますか。今後御検討いただくということでしょうか。

どうぞ、代田委員。

○代田委員 代田です。

今、坂委員の方から今、削減係数というお考えを示されたんですが、もう一つは、AD Iを基に設定、お考えになられている係数なので、そのことが分かるような、つまりAD Iというのは許容の方ですので、AD Iを基にした係数であることが分かるような用語もちょっと考えてみていただければと思います。

以上です。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

何かほかに御意見ございますか。いろいろな御意見が出てまいりましたが。

五箇委員、どうぞ。

○五箇委員 本来の目標というのは、こういった農薬等の資材による環境に対する負荷の低減なんですよね、本来の目標というのは。要は、温暖化でいうところの温度をいかに下げるかというところで、直接要因としてCO₂があるからCO₂の濃度を下げるというこ

とになっている。今回のケースに関しては、どれだけこういった資材によって環境という部分に大きな影響が出ているかというところで、その影響そのものを下げるといふ部分では、使用量というよりも、使われている資材そのものの持ついわゆるインパクト、本来の単位重量当たりのインパクトといった部分が下げられることが重要で、使用量うんぬんという部分はどちらかという目安ではあるけれども、完全にパラレルで相関を持つものでは本来ないはずなんですね。だからこそ、今回、ちょっとこういった苦肉の策でADIといったものを指標としてリスクでそういった部分に重みづけをして、リスク換算しようということが一つの提案になっているということで、だからその辺、先ほど言ったように、そういった議論がきちんとされた上でどうするかということを考えていかないと、ちょっと説明がすっぱ抜かれているところもあるから、いろいろと問題が出てくる。

先ほどから御指摘があったとおり、「トン」という単位をつけてしまうこと自体は、本来だからそういった部分での目標という部分における基準値としては意味がない単位になってくるということなんですよ。全体の使用量を減らすこと自体が恐らくは環境負荷を下げることは間違いないだろうけれども、逆に農薬なしでできることではないという中では、使用量うんぬんというよりも、環境に対する負荷をどれだけ低減させるという技術が開発されているかということの方が問題ということになるので、だからその辺のところをちょっとこれは、この「リスク換算トン」という単位でそれを達成しているというふうに思わせてしまうことには、ちょっと環境科学としての懸念もあるし、ある意味安易で単純な指標になってしまうし、独り歩きしてしまうというリスクもあるということでは、「トン」という単位自体は十分に吟味した方がいいんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○赤松分科会長 ありがとうございます。今回の指標についての背景とか、いろいろ御説明いただきまして、ありがとうございました。

何かほかには御意見ございますでしょうか。

○小林室長 事務局です。様々な議論を頂きまして、大変ありがとうございます。

正に五箇委員おっしゃったとおり、これはあくまで政策的なものでもあるということ、確かにこの「リスク換算トン」という言い方は誤解を招くのではないかということについては非常に理解いたしました。

あくまでこれはリスク換算した結果の値でしかないの、やはり「リスク換算値」というような名前にしていくのが良いかと考えています。無名数にしてしまうと、また独り歩

きしたときにいろいろと問題が起こり得るので、何か単位をつけておく必要があるので、「リスク換算値」というものにする。また、「リスク換算値」を求めるための係数なので、「リスク換算係数」というような名前にするということでいかがでしょうか。

○赤松分科会長 皆様、いかがでしょうか。

御意見ございませんでしょうか。

当面はそれでいいのかなと思うんですけども、今後何か検討されて、何か新しいことが分かった場合にはまた変更するということもあるかと思いますが。

○有江委員 有江ですけれども、将来検討して、値を変えた場合に、同じ名前、同じようなリスクという、リスク係数とか使うのも、何となくどこと比較していいのかというのが分からなくなる可能性があるような気がします。

先ほど代田委員からも御意見があったように、ここで例えばAD Iのグループというのを決め、そのAD Iのグループを設定することがどうだという議論もあるのかもしれませんが、例えば「出荷量のAD I グループ換算値」とかいうふうにしておけば、何かその値を変えるときにもその値、換算をする係数を変えればいいということになりますので、その方が分かりやすいような気がするのですが、いかがでしょうか。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

○小林室長 ありがとうございます。もちろんこの1ページ目の一番下のところに書いていますように、違った計算の方法で違った指標を持ってくると、環境負荷とか環境生物に対する毒性指標が出てきたときには、もちろん新しい名前で評価していくことになりますので、このリスク換算値という名前は、そのときにはそちらに使わないということですので、「リスク換算値」、「リスク換算係数」というのはあくまでこのこのペーパーに示したものについての固有名詞として扱うという考え方でございます。

ですので、違う方法で計算するように将来変わっていく可能性が高いとしても、そのときにはそのときに違う名前を使うということでございます。

○赤松分科会長 それでよろしいでしょうか。また新しい指標になった場合は、また名前も変わるということですが。

ほかに御意見ございますでしょうか。

それでは議論も大体出たようですので、みどりの食料システム戦略のリスク換算についての議論を終えたいと思いますがよろしいでしょうか。

では、今後の取扱いは事務局にお任せしたいと思います。皆様、いろいろ貴重な御意見

をありがとうございました。

事務局からはこの関係でこれ以上に何かございますでしょうか。

○山原課長補佐 事務局から御礼でございます。

本日はリスク換算につきまして、先生方、貴重な御意見を頂きまして誠にありがとうございます。先生方から頂きました御意見を踏まえまして、資料につきましても、恐らく所要の修正はあろうかと思えます。

また今後になりますが、生産現場を始め、やはり幅広い関係者の皆様が計画的に取り組んでいただけるような指標でありましたり、また政策面でございますが、その取組を後押しするようなものも農林水産省としては責任を持って検討してまいりたいと考えているところでございます。ありがとうございます。

○赤松分科会長 どうもありがとうございました。

さて、そのほか、先生方からは何かございますでしょうか。

ございませんようでしたら、本日予定していた議事は以上となります。進行役を事務局にお返しいたします。

○小林室長 本日は熱心に御議論賜りまして、厚く御礼申し上げます。

今回の議事概要及び議事録につきましては、事務局で案を作成いたしまして、委員の皆様にご確認いただきました後公開するというところでございます。

以上をもちまして、本日の農業資材審議会農薬分科会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午前11時15分 閉会